

第36回宍粟市議会臨時会会議録（第1号）

---

招集年月日 平成22年7月21日（水曜日）

---

招集の場所 宍粟市役所議場

---

開 会 7月21日 午前9時30分宣告（第1日）

---

議事日程

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2 | 会期の決定   |
| 日程第 3 | 第 20号議案 宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する<br>条例について                                  |
| 日程第 4 | 第 21号議案 波賀簡易水道施設整備事業（施設工事）有賀配水池外<br>請負契約の締結について                             |
| 日程第 5 | 第 22号議案 河東小学校校舎改築工事請負契約の締結について<br>第 23号議案 河東小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の締<br>結について |
- 

本日の会議に付した事件

- |        |   |
|--------|---|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2  | 会期の決定   |
| 日程第 3  | 第 20号議案 宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する<br>条例について                                  |
| 日程第 4  | 第 21号議案 波賀簡易水道施設整備事業（施設工事）有賀配水池外<br>請負契約の締結について                             |
| 日程第 5  | 第 22号議案 河東小学校校舎改築工事請負契約の締結について<br>第 23号議案 河東小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の締<br>結について |
| 追加日程第1 | 第 20号議案 宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する<br>条例について                                  |
| 追加日程第2 | 第 21号議案 波賀簡易水道施設整備事業（施設工事）有賀配水池外  |

請負契約の締結について

追加日程第3 第 22号議案 河東小学校校舎改築工事請負契約の締結について

第 23号議案 河東小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の締結について

---

応 招 議 員 ( 2 0 名 )

出 席 議 員 ( 1 9 名 )

1 番 岸 本 義 明 議 員	2 番 寄 川 靖 宏 議 員
3 番 高 山 政 信 議 員	4 番 秋 田 裕 三 議 員
5 番 西 本 諭 議 員	6 番 岡 崎 久 和 議 員
7 番 東 豊 俊 議 員	8 番 福 嶋 齊 議 員
9 番 大 倉 澄 子 議 員	1 0 番 實 友 勉 議 員
1 1 番 大 上 正 司 議 員	1 2 番 木 藤 幹 雄 議 員
1 3 番 山 下 由 美 議 員	1 4 番 岡 前 治 生 議 員
1 5 番 山 根 昇 議 員	1 6 番 藤 原 正 憲 議 員
1 7 番 伊 藤 一 郎 議 員	1 8 番 岩 薮 昭 美 議 員
1 9 番 小 林 健 志 議 員	

---

欠 席 議 員 ( 1 名 )

2 0 番 岡 田 初 雄 議 員

---

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 畑 中 正 之 君	書 記 榎 谷 米 男 君
書 記 長 尾 紀 子 君	書 記 原 田 渉 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 田 路 勝 君	副 市 長 岩 崎 良 樹 君
教 育 長 小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者 釜 田 道 夫 君
一宮市民局長 西 山 大 作 君	波賀市民局長 山 本 久 男 君
千種市民局長 山 本 繁 君	企 画 部 長 伊 藤 次 郎 君
総 務 部 長 清 水 弘 和 君	市 民 生 活 部 長 大 谷 司 郎 君
水 道 部 長 米 山 芳 博 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長 福 元 晶 三 君

(午前9時30分 開会)

○副議長(小林健志君) 報告します。

岡田議長より体調不良のため欠席する旨の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

よって、私、副議長、小林が議長の職務を務めさせていただきます。

皆様、おはようございます。

ただいまから第36回宍粟市議会臨時会を開催いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき今期臨時会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長あての通知書写しのとおりであります。

報告2、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の規定に基づき、財団法人しそ森林王国協会、株式会社フォレストステーション波賀、財団法人山崎文化振興財団からそれぞれ平成21年度決算書及び平成22年度事業計画等が市長から議長あてに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、本日市長から議案4件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長(小林健志君) 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長より指名します。

17番、伊藤一郎議員、18番、岩露昭美議員、以上、両議員にお願いします。

#### 日程第2 会期の決定

○副議長(小林健志君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小林健志君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日1日限りと決定しました。

#### 日程第3 第20号議案

○副議長（小林健志君） 日程第3、第20号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 皆さん、おはようございます。大変御苦労さまです。

それでは、第20号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国におきまして、平成22年6月2日に父子家庭の父に対しまして、児童扶養手当を新たに支給する児童扶養手当法の一部が改正され、平成22年8月1日より施行されます。

この改正によりまして、女性消防団員が消防の公務中に死亡した場合、改正後の児童扶養手当法により、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなるため、公務災害補償による児童加算分と父子家庭に支給される児童扶養手当が二重支給とならないように調整する規定を整備するものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（小林健志君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（小林健志君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第20号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（小林健志君） 御異議なしと認めます。

第20号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第4 第21号議案

○副議長（小林健志君） 日程第4、第21号議案、波賀簡易水道施設整備事業（施設工事）有賀配水池外請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

- 市長（田路 勝君） 第21号議案、波賀簡易水道施設整備事業（施設工事）有賀配水池外請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

波賀簡易水道につきましては、水需要の増加に伴う水不足解消のため、平成20年度より3カ年計画で送配水施設や浄水施設の拡張整備を行い、良質で安全な水を安定的に供給することを目的として実施をいたしているところであります。

今回、提案する工事の内容につきましては、有賀配水池の増設工事並びに谷、斉木、皆木及び水谷の各加圧ポンプ場の更新工事を行おうとするものであります。

この工事の施工に当たり、去る平成22年7月14日に制限付き公募型一般競争入札を執行しました結果、兵庫県姫路市手柄1丁目130番地、扶桑建設工業株式会社姫路営業所所長、中谷栄造と契約金額1億2,516万円で工事請負契約の締結をしようとするものであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

- 副議長（小林健志君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

- 14番（岡前治生君） 14番です。後の2件の工事請負契約とも関連するんですけども、入札の基本的な考え方として、一つは国交省から出されております公共工事の入札及び契約手続のさらなる改善等という通達の中で、予定価格を決める際に、いわゆる歩切りについては厳に慎むことというふうな一つ指導がされております。

それと、もう1点、最低制限価格を決める場合に、工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルというふうなことの中で、予定価格の基礎となった次に掲げる額の合計額というふうなことで、それぞれ10分の9から10分の7というふうな金額の範囲内になるようにというふうなことが示されております。

そして、具体的には4項目に分けてありまして、直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額、また共通仮設費については10分の9を乗じて得た額、現場管理費については10分の7を乗じて得た額、そして一般管理費については10分の3を乗じて得た額というふうなことで、こういうふうなことが示されておるわけでありましてけれども、今回のこの水道の工事を例にとってみますと、最低制限価格につ

いては70.6%、そして予定価格に対する入札率は71.38%というふうなことになるっておりますけれども、そういう点で最近の建設業者の大変厳しい経営状況の中からはいいますと、最低制限価格の設定であるとか、また予定価格の設定であるとか、もし歩切りというふうなことが行われておいたら問題だと思えますし、そういう点でいわゆる設計価格というふうなことが公表できるものなのかどうか。その点、以上、三つについてお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員の質疑に対して答弁を求めます。

総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） お答えを申し上げます。

まず、入札に係る予定価格の設定でございますが、ただいまご質問ありましたとお知らせは来ております。それを基準に積算をいたしまして、事業費の大小、それと施工の安易度等を判断をしていただきまして、最終的には市長の決裁を受けているという状況でございます。

それと、設計価格の公表につきましては、これはしてはならないということに決まっておりますので、公表はしておりません。ただし、予定価格とか、最低制限価格は当然公表はいたしております。

歩切りにつきましては、原則的にうちはやっております。通知に基づく、さっき申し上げました事業規模の大小、それと工事の難易度とか、そういうようなものを総合的に判断をして決定をいたしております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 再度確認をしておきたいんですけども、いわゆる先ほど読み上げましたモデルの中で、4項目にわたってそれぞれ直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費というふうなことで、それに掛ける基準というものが示されておるんですけども、基本的にはこれをもとに最低制限価格は決めておられるというふうに判断させていただいたらいいわけですか。

○副議長（小林健志君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） はい、そのとおりでございます。

○副議長（小林健志君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（小林健志君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第21号議案は、お手元に配りました議案付託表

のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小林健志君) 御異議なしと認めます。

第21号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第5 第22号議案～第23号議案

○副議長(小林健志君) 日程第5、第22号議案、河東小学校校舎改築工事請負契約の締結についてから、第23号議案、河東小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の締結についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第22号議案及び第23号議案の工事請負契約の締結につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、第22号議案、河東小学校校舎改築工事請負契約の締結につきましては、平成16年度に同校の校舎について耐震診断を実施をいたしましたところ、現行の建築基準法に基づく耐震関係規定に適合しておらず、耐震化が必要な建物であることが判明をいたしました。

また、同校舎は、昭和44年に建設されてから既に40年が経過しており、施設の老朽化も著しい現状となっております。このような状況から、今回、生徒の安全性を確保するとともに、地域の防災拠点としての活用を図るために、同校舎の全面的な改築工事を実施しようとするものであります。

この工事の実施に当たり、去る平成22年7月14日に市内業者による制限付き公募型一般競争入札を執行した結果、宍粟市山崎町三津181番地、株式会社神名工務店代表取締役、神名大典と契約金額2億9,925万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

次に、第23号議案、河東小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の締結につきましては、同校の屋内運動場につきましても、平成18年度に耐震診断を実施したところ、耐震化が必要な建物であることが判明し、また、屋内運動場は、昭和48年に建設されてから既に36年が経過しており、さらに同校のプールは、昭和40年に建設されてから既に45年が経過しており、施設の老朽化も著しい状況となっております。

このような状況から、今回、生徒の安全性を確保するとともに、地域の防災拠点

としての活用を図り、教育環境を充実させるために、同屋内運動場及びプールの全面的な改築工事を実施しようとするものであります。

この工事に当たりまして、去る平成22年7月14日に市内業者による制限付き公募型一般競争入札を執行した結果、宍粟市山崎町三津181番地、株式会社神名工務店代表取締役、神名大典と契約金額3億555万円で工事請負契約の締結をしようとするものであります。

以上、2議案につきまして一括して提案申し上げましたが、よろしく願いをいたします。

○副議長（小林健志君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 私の所属する委員会に付託されますので、大きなところだけでちょっとお聞きしておきたいんですけども、先ほども言いましたように、今回のそれぞれ最低制限価格については76.84%と76.91%ということで、先ほども言いました10分の7という数字はクリアをしているわけでありましてけれども、そういう点と、もう一つは、予定価格に対して校舎のほうは87.42%、そして体育館とプールについては83.14%ということで、通常の入札率からいうと妥当なところかなという気もするわけでありましてけれども、先ほど言いましたように、最近の建設業界の状況を考えたときに、果たして仕事をとるということがある意味、優先的にならざるを得ないと思うんですけども、こういうふうな金額で本当に学校なり体育館、プールというのが問題なくでき上がるという、当然でき上がらないと困るわけでありましてけれども、でも、その分、安く入札されたということは、結局資材費というのは恐らく先ほども言いましたように削減することはできない。でも、同じ設計仕様の中でできるだけ安いものを使おうとか、あとそこで働かれる人夫さんの賃金が抑えられるとかいうふうなことが、今全国的には一部問題になっておることもありますけれども、そういう点で必ず大丈夫だというふうなことが言えるのかどうか。そのあたり責任者である市長にお聞きしたいと思っております。

○副議長（小林健志君） 14番、岡前治生議員の質疑に対する答弁を求めます。

副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 必要でありましたら、後ほど市長のほうからお答えを申し上げます。私のほうから、担当いたしておりますので、お答えを申し上げたいと思っております。



げたいと思います。

そもそも最低価格といいますのは、御案内のとおり、必要ならば決めることができるということでございます。それがいつも市場価格と連動しておるか、適正にマッチングしておるかということは、我々担当としてもよく見ておるところでございます。

特に、購入の材料があるものにつきましては、設計の段階で資材部は見積もり価格の何%を見ておるのか。また、工事価格の何%を見ておるかというようなことも調査をいたしておりまして、その結果によっていろんな予定価格等を決めておるところでございます。

やはり、最低制限価格を決めるべきか、決めなくするべきかという議論もございます。一部には市場価格を尊重すべきということもございますけれども、我々市といたしましては、現在のところ適切な品質管理、あるいは下請業者等の適正な育成も求めまして、最低制限価格を決めておるところでございます。それにつきましては、先ほど総務部長から説明しましたように、国・県等の指針に基づき、あるいは市場の価格等に基づいて現場も見ながら決めておるものがございますので、適切な執行がされておるという感覚でおるところでございます。

○副議長（小林健志君） ほかに質疑はありませんか。

3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 1件、第23号議案について、お尋ねをいたしたいと思いません。

河東小学校屋内運動場、またプール改修工事なんですけれども、参考といたしまして工期は契約の日から平成23年5月31日までというようなスケジュールとなっておりますけれども、屋内体育館、もちろんいろんなスポーツ施設等なんですけれども、卒業式の会場にもなるかと思うんですけれども、でき得ればその卒業式に間に合うような工事日程が組まれているのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（小林健志君） 3番、高山政信議員の質疑に対する答弁を求めます。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今の御質問についてですけれども、屋内運動場につきましては、平成23年3月の卒業式に間に合うようにという形で工事を進めるということで契約をしておりますので、学校の行事、特に卒業式等については十分対応できる状態になっております。

以上でございます。

○副議長（小林健志君） ほかに。

10番、實友 勉議員。

○10番（實友 勉君） 1点、お伺いしたいと思います。

先回からいろいろ学校の施設が請負契約に出されておりますけれども、木材につきましては宍粟材ということでなっておるかどうか、お伺いさせていただきたいと思います。

○副議長（小林健志君） 10番、實友 勉議員の質疑に対する答弁を求めます。

教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） ただいまの質問であります、学校の校舎を含めてであります、できるだけ木質のぬくもりを表現していきたいと、こういうことで設計をしていただいております。したがって、その材についても基本的には宍粟材で使えるものについては活用していきたいと、このように考えております。

○副議長（小林健志君） ほかに質疑はありませんか。

9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 屋内運動場とプールの分につきまして、契約金額が一括になっておりますけれども、これをプールは幾ら、屋内運動場は幾ら、それをお示しいただきたいと思います。

○副議長（小林健志君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） ただいまの質問であります、具体的に屋内運動場が幾ら、プールが幾らということにはいたしておりません。再度、そのことは入札の関係もありますので、改めて議長のほうに提出させていただきたいと、このように思います。

○副議長（小林健志君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（小林健志君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第22号議案から第23号議案までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小林健志君) 御異議なしと認めます。

第22号議案から第23号議案までは、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前10時00分休憩

---

午前11時00分再開

○副議長(小林健志君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま民生生活常任委員長から付託しておりました第20号議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第20号議案を日程に追加し、追加日程第1号として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小林健志君) 御異議なしと認めます。

第20号議案を日程に追加し、追加日程第1号とすることに決定しました。

追加日程第1 第20号議案

○副議長(小林健志君) 追加日程第1、第20号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、3番、高山政信議員。

○民生生活常任委員長(高山政信君) 追加日程第1、議案審査報告をいたします。

平成22年7月21日に審査付託のありました第20号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、平成22年7月21日に第5回民生生活常任委員会を招集し、審査を行ったので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第20号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、児童手当法の改正により、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなったことから、父子家庭における受給調整の規定を新たに設けるものであります。また、二重に支給することのないよう、条例の一部を改正するものであります。適切と判断し、全会一致で可決

すべきものと決しましたので、報告をいたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

○副議長（小林健志君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（小林健志君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（小林健志君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第20号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第20号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（小林健志君） 御異議なしと認めます。

第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、産業建設常任委員長から付託しておりました第21号議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第21号議案を日程に追加し、追加日程第2号として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（小林健志君） 御異議なしと認めます。

第21号議案を日程に追加し、追加日程第2号とすることに決定しました。

追加日程第2 第21号議案

○副議長（小林健志君） 追加日程第2、第21号議案、波賀簡易水道施設整備事業（施設工事）有賀配水池外請負契約の締結についてを議題といたします。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） それでは、産業建設常任委員会の審査報告を行います。

平成22年7月21日に審査付託のありました第21号議案、波賀簡易水道施設整備事業（施設工事）有賀配水池外請負契約の締結について、平成22年7月21日に第5回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により御報告申し上げます。

関係する水道職員の出席を求め説明を受け、慎重に審査をいたしました。本事業は平成20年度から本年度、平成22年度にかけて3カ年の事業であります。本議案につきましては、波賀町の有賀、谷、斉木、皆木、上野地区の施設工事事業であります。審査の結果、第21号議案、波賀簡易水道施設整備事業（施設工事）有賀配水池外請負契約の締結については、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し申し上げます。御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で審査報告を終わります。

○副議長（小林健志君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（小林健志君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（小林健志君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第21号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小林健志君) 御異議なしと認めます。

第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、総務文教常任委員長から付託しておりました第22号議案から第23号議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第22号議案から第23号議案を日程に追加し、追加日程第3号として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小林健志君) 御異議なしと認めます。

第22号議案から第23号議案を日程に追加し、追加日程第3号とすることに決定しました。

追加日程第3 第22号議案～第23号議案

○副議長(小林健志君) 追加日程第3、第22号議案、河東小学校校舎改築工事請負契約の締結についてから、第23号議案、河東小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の締結についてまでの2議案を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長(大上正司君) それでは、報告させていただきます。

第22号議案、河東小学校校舎改築工事請負契約の締結について。本日上程があり、総務文教常任委員会に審査付託のありました第22号議案、河東小学校校舎改築工事請負契約の締結について、第7回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第22号議案については、児童の学習の場として、また地域の社会教育を基本としたコミュニティーの場として、さらには災害時には地域の避難場所としての役割を果たすなどのことから、災害に耐え得る安全な施設が必要であり、構造上危険な建物の改築を行い、生徒及び教職員の生命の安全を確保するとともに、安全・安心な学校施設をつくることは急務であり、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

続きまして、第23号議案、河東小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の締結について。本日上程があり、総務文教常任委員会に審査の付託がありました第

23号議案、河東小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の締結について、第7回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第23号議案については、児童の学習の場や地域の社会教育や社会体育を基本としたコミュニティーの場として、さらには災害時には地域の避難場所としての役割を果たすことから、災害に耐え得る安全な施設が必要であり、構造上危険な建物の改築を行い、児童及び教職員の生命の安全を確保するとともに、安全・安心な学校施設をつくることは急務であり、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

なお、この第23号議案につきましては、本会議で9番議員より質疑がありまして、屋内運動場とプールの改築工事の契約3億550万円のうちそれぞれの割合がどうなっているかということにつきまして、委員会に報告がありましたので報告しておきます。

屋内運動場は約2億1,900万円、プールが8,655万円とのことでございますので、報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

○副議長（小林健志君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（小林健志君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論に入りますが、討論・採決は分割して行います。

まず、第22号議案について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（小林健志君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第22号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第22号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小林健志君) 御異議なしと認めます。

第22号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第23号議案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(小林健志君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、第23号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第23号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小林健志君) 御異議なしと認めます。

第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期臨時会に付託されました案件はすべて議了いたしましたので、閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小林健志君) 御異議なしと認めます。

よって、第36回宍粟市議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時15分 閉会)



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会副議長 小林健志

宍粟市議会議員 伊藤一郎

宍粟市議会議員 岩 露 昭 美